

山口県経済農業協同組合連合会に対する勧告について

平成9年6月23日

公正取引委員会

公正取引委員会は、山口県経済農業協同組合連合会（以下「山口県経済連」という。）に対する独占禁止法違反被疑事件について審査を行ってきたところ、山口県経済連は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて会員農協と取引している事実が認められたので、本日、山口県経済連に対し、同法第19条（一般指定第13項）の規定に違反するものとして、同法第48条第1項の規定に基づき、勧告を行った。

勧告の概要等は、以下のとおりである。

1 関係人の概要

名 称	山口県経済農業協同組合連合会
所 在 地	山口県吉敷郡小郡町大字下郷2139番地
代 表 者	代表理事会長 山崎 哲夫
設立年月日	昭和23年8月11日（昭和27年7月1日 名称変更）
設立根拠法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
目 的	会員が協同してその事業の振興を図り、もって、その組合員の農業の生産能率を上げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めるのに寄与する。
会 員	22会員（21総合農協、1専門農協）（平成9年4月1日現在）
事業内容	①生産資材（農産、園芸、畜産、生産）、生活資材（食料、生活、店舗、住宅施設、自動車、燃料）の供給（購買事業） ②米穀、食肉、果実、野菜等の販売（販売事業） ③運送事業 ④加工事業
出 資 金	11億9861万円
取 扱 高	941億6200万円（平成8年4月1日～平成9年3月31日）

（問い合わせ先）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所審査課

電話 082-228-1501（直通）

公正取引委員会事務総局 審査局第二審査

電話 03-3581-3384（直通）

2 山口県経済連の農薬及び肥料の供給事業について

(1) 山口県経済連は、会員農協が仕入れる農薬及び肥料の大部分を供給しており、また、会員農協は、農家が購入する農薬及び肥料の大部分を供給している。

(2) 山口県経済連の会員農協に対する農薬及び肥料の供給事業については、全国農業協同組合連合会が、農家、農協及び都道府県等の区域を地区とする農業協同組合連合会という系統組織の各段階を通じてその需要を集約し、これを基に農薬及び肥料の製造業者とその取引条件について交渉を行い、全国農業協同組合連合会から系統組織の各段階を経て農家に対し、農薬及び肥料を供給するという系統購買事業の一環として行われている。

このため、山口県経済連は、会員農協の需要をできるだけ多く自己に集約するため、会員農協に対し、農家に対する営農指導のための情報提供、奨励金の支給等各種の施策を講じている。

3 違反事実の概要（別添勧告書参照）

(1) 山口県経済連は、かねてから、前記2(2)の施策の一つとして、農薬及び肥料の取引において、会員農協の仕入高全体に占める自己からの仕入高の比率（以下「経済連利用率」という。）等を基準に会員農協に対し奨励金を支給する奨励措置を講じてきたところ、広域合併農協の経済連利用率を高めること等を目的に、平成6年3月25日、奨励措置の内容を改めた「系統肥料農薬事業機能強化対策要領」（以下「系統事業対策要領」という。）を定めた。

(2) 系統事業対策要領に基づく奨励措置の内容は、農薬及び肥料の取引に関し、年度当初に経済連利用率を90パーセント以上とする利用計画を策定すること等の奨励金支給要件を満たす会員農協に対し、利用計画の達成率並びに山口県経済連からの農薬及び肥料の仕入高の合計額を基準に別紙記載の奨励率を適用し、農薬及び肥料のそれぞれの仕入高に前記奨励率を乗じて算出した額を奨励金として支給するものであり、従前の奨励措置の内容に比べて、奨励率が引き上げられている。

(3) その後、山口県経済連は、全国農業協同組合連合会から、上記奨励措置の実施は独占禁止法に違反するおそれがある旨の指摘を受けたことから、平成7年2月17日、系統事業対策要領の一部を改正し、年度当初に経済連利用率を90パーセント以上とする利用計画を策定することとしていた要件を、年度当初に山口県経済連と協議の上、利用計画を策定することとするに改めた。

しかしながら、山口県経済連は、引き続き経済連利用率を高め又は維持するため、改正後の系統事業対策要領に基づく奨励措置の運用においては、利用計画の策定に係る自己との協議において、経済連利用率を90パーセント以上とする利用計画を策定することを要件としている。

(4) 山口県経済連の系統事業対策要領に基づく奨励措置の運用状況は、次のとおりである。

ア 山口県経済連は、年度当初に会員農協に対し、農薬及び肥料の経済連利用率90パーセントに相当する仕入高を提示し、会員農協の大部分から当該仕入高を年間の

利用計画とする計画書を提出させている。また、山口県経済連は、利用計画の達成を促進するため、利用計画の達成状況を示した進捗表を作成し、年度末等所要の時期に会員農協に提示している。

イ 山口県経済連は、毎年度終了後に、会員農協ごとに利用計画の達成状況等を調査し、別紙記載の奨励率を適用し、奨励金を支給しているところ、奨励率の適用に当たっては、次のとおり、経済連利用率を重視するとともに、農業及び肥料を相互に関連付けて一体的に取り扱う運用を行っている。

(7) 利用計画を達成している場合には、達成率100パーセントに対応する奨励率を適用しているが、達成していない場合には、経済連利用率を調査し、経済連利用率が90パーセント以上であることが確認されたときは、達成率が100パーセントに達したものとみなして達成率100パーセントに対応する奨励率を適用するなど、経済連利用率を基にみなしの達成率を算定している。

(4) 前記(7)の利用計画の達成状況や経済連利用率に基づく奨励率の適用に当たっては、農業又は肥料のいずれか一方の利用計画が達成されない場合には、双方について利用計画が達成されなかったものとして扱い、また、経済連利用率についても、いずれか低い方の利用率をもって双方についての経済連利用率とすることとして運用している。

(5) 会員農協の大部分は、系統事業対策要領に基づく奨励措置として支給される奨励金を重要な収益源として位置付けており、自らの事業計画に織り込んだ奨励金を計画どおり受給できるようにするため、山口県経済連に提出した農業及び肥料の利用計画を達成するよう努めており、農業及び肥料について高水準の経済連利用率を維持している。

4 法令の適用

独占禁止法第19条（一般指定第13項）

5 排除措置

(1) 山口県経済連は、平成6年3月に定めた系統事業対策要領に基づく、経済連利用率等を基準に奨励金を支給することを内容とする農業及び肥料の取引に関する奨励措置を廃止すること。

(2) 山口県経済連は、前項に基づいて採った措置を会員農協及び会員農協に農業又は肥料を供給する者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

(3) 山口県経済連は、前記に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

6 勧告の諾否の期限

山口県経済連は、平成9年7月7日までに、この勧告を応諾するか否かを当委員会に通知しなければならない。

なお、応諾しない場合には、審判手続が開始されることになる。

奨励率の算定基準

(単位：%)

利用計画達成率 肥料農薬仕入高	100%以上		90%以上100%未満		80%以上90%未満		70%以上80%未満	
	肥料	農薬	肥料	農薬	肥料	農薬	肥料	農薬
8億円以上	1.7	3.7	1.4	3.3	1.0	2.7	0.5	1.2
5億円以上8億円未満	1.5	3.5	1.2	3.1	0.9	2.6	0.4	1.1
3億5千万円以上5億円未満	1.3	3.2	1.1	2.8	0.6	1.5		
2億円以上3億5千万円未満	1.1	2.9	0.9	2.4				
1億円以上2億円未満	1.0	2.7	0.8	2.0				
1億円未満	0.9	2.6	0.7	1.5				

(注) 肥料農薬仕入高は、3月から翌年2月までの実績とする。

（ 参 考 ）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）（昭和二十二年法律第五十四号）

第二条（定義）

④ この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一（略）

二（略）

三（略）

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五（略）

六（略）

第十九条（不公正な取引方法の禁止）

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十四条（一定の組合の行為）

この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること

三 各組合員が平等の議決権を有すること

四 組合員に対して利益配分を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

第四十八条（違反者に対する措置の勧告、勧告審決）

公正取引委員会は、第三条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）、第六条第一項（特定の国際的協定又は契約の禁止）若しくは第二項（同上の届出）、第八条（事業者団体の禁止行為）、第九条第一項若しくは第二項（持株会社の禁止）、第九条の二第一項（大規模会社の株式保有総額の制限）、第十条（会社の株式保有の制限）、第十一条第一項（金融会社の株式保有の制限）、第十三条（役員兼任の制限）、第十四条（会社以外の者の株式保有の制限）、第十五条第一項（合併の制限）（第十六条（営業の譲受等の制限）において準用する場合を含む。）、第十七条（脱法行為の禁止）又は第十九条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているもの（当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

②（略）

③ 前二項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

○ 不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）

一（排他条件付取引）

（略）

二（再販売価格の拘束）

（略）

三（拘束条件付取引）

前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

勸 告 書

山口県吉敷郡小郡町大字下郷二二三九番地

山口県経済農業協同組合連合会

右代表者 代表理事会長 山崎 哲夫

公正取引委員会は、右の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

一 山口県経済農業協同組合連合会は、平成六年三月に定めた「系統肥料農業事業機能強化対策要領」に基づ

く、会員農業協同組合の農業及び肥料の仕入高全体に占める自己からの仕入高の比率等を基準に奨励金を支給することを内容とする農業及び肥料の取引に関する奨励措置を廃止すること。

二 同連合会は、前項に基づいて採った措置を会員農業協同組合及び会員農業協同組合に農業又は肥料を供給する者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

三 同連合会は、前二項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

理 由

第一 事実

一 山口県経済農業協同組合連合会（以下「山口県経済連」という。）は、

昭和二十三年八月一日に農業協同組合法（昭和二十二年法律第一三二号）に基づき設立された山口県生産販売農業協同組合連合会が昭和二十七年七月一日に名称変更したものであり、肩書地に主たる事務所を置き、山口県内の農業協同組合（以下「農協」という。）を会員とし、会員に対する農業及び肥料の供給その他の経済事業を行っている者である。

山口県経済連の会員数は、平成九年四月一日現在、二二名である。

なお、山口県内においては、山口県農業協同組合中央会が提唱する広域農協合併基本構想に基づき、平成五年八月以降、農協の広域合併が進められている。

- 2 山口県経済連は、会員農協が仕入れる農業及び肥料の大部分を供給しており、また、会員農協は、農家が購入する農業及び肥料の大部分を供給している。
- 3 山口県経済連の会員農協に対する農業及び肥料の供給事業については、

全国農業協同組合連合会が、農家、農協及び都道府県等の区域を地区とする農業協同組合連合会という系統組織の各段階を通じてその需要を集約し、これを基に農業及び肥料の製造業者とその取引条件について交渉を行い、全国農業協同組合連合会から系統組織の各段階を経て農家に対し、農業及び肥料を供給するという系統購買事業の一環として行われている。

山口県経済連は、農業及び肥料の供給事業においては、会員農協の需要をできるだけ多く自己に集約するため、会員農協に対し、農家に対する営農指導のための情報提供、奨励金の支給等各種の施策を講じている。

- 二 1 (一) 山口県経済連は、かねてから、前記一 3の施策の一つとして、農業及び肥料の取引において、会員農協の仕入高全体に占める自己からの仕入高の比率（以下「経済連利用率」という。）等を基準に会員農協に対し奨励金を支給する奨励措置を講じてきたところ、広域合併農協

の増加に対処し、農業及び肥料の取扱量の増大が見込まれる広域合併農協の経済連利用率を高めること等を目的に、平成六年三月二五日、奨励措置の内容を改めた「系統肥料農業事業機能強化対策要領」（以下「系統事業対策要領」という。）を定め、同日、会員農協に対し文書で通知した。

- (二) 系統事業対策要領に基づく奨励措置の内容は、農業及び肥料の取引に関し、年度当初に経済連利用率を九〇パーセント以上とする利用計画を策定すること、各種予約制度に積極的に取り組むこと、計画的な発注を実施すること等の奨励金支給要件を満たす会員農協に対し、年度当初に策定した右利用計画の達成率並びに山口県経済連からの農業及び肥料の仕入高の合計額を基準として、これらに対応する別紙記載の奨励率を適用し、農業及び肥料のそれぞれの仕入高に右奨励率を乗じて算出した額を奨励金として支給するものであり、従前の奨励措置

の内容に比べて、山口県経済連からの農業及び肥料の仕入高の多い会員農協に対する奨励率が引き上げられている。

- 2 その後、山口県経済連は、全国農業協同組合連合会から、経済連利用率を九〇パーセント以上とする利用計画を策定することを要件とする奨励措置の実施は独占禁止法に違反するおそれがある旨の指摘を受けたことから、平成七年二月一七日、系統事業対策要領の一部を改正し、奨励金の支給要件のうち、年度当初に経済連利用率を九〇パーセント以上とする利用計画を策定することとしていた要件を、年度当初に山口県経済連と協議の上、利用計画を策定することとするに改めた。

しかしながら、山口県経済連は、引き続き経済連利用率を高め又は維持するため、改正後の系統事業対策要領に基づく奨励措置の運用においては、利用計画の策定に係る自己との協議において、改正前の経済連利用率を九〇パーセント以上とする利用計画を策定することを要件として

いる。

3 (1) 山口県経済連の系統事業対策要領に基づく奨励措置の運用状況は、次のとおりである。

(1) 山口県経済連は、年度当初に会員農協に対し、各地区内の推定需要量を基に算定した農薬及び肥料の経済連利用率九〇パーセントに相当する仕入高を提示し、会員農協の大部分から当該仕入高を年間の利用計画とする系統肥料農薬事業機能強化対策取扱計画書を提出させている。また、山口県経済連は、利用計画の達成を促進するため、利用計画の達成状況を示した進捗表を作成し、年度末等所要の時期に会員農協に提示している。

(2) 山口県経済連は、毎年度終了後に、会員農協ごとに利用計画の達成状況等を調査し、右利用計画の達成率及び山口県経済連からの仕入高の合計額を基準として、これらに対応する別紙記載の奨励率を

適用し、奨励金を支給しているところ、右奨励率の適用に当たっては、次のとおり、経済連利用率を重視するとともに、農薬及び肥料を相互に関連付けて一体的に取り扱う運用を行っている。

ア 利用計画を達成している場合には、達成率一〇〇パーセントに対応する奨励率を適用しているが、達成していない場合には、実際の達成率を基準に奨励率を確定することに代えて、経済連利用率を調査し、経済連利用率が九〇パーセント以上であることが確認されたときは、達成率が一〇〇パーセントに達したものとみなして達成率一〇〇パーセントに対応する奨励率を適用するなど、経済連利用率を基にみなしの達成率を算定し、その達成率に対応する別紙記載の奨励率を適用している。

イ 前記アの利用計画の達成状況や経済連利用率に基づく奨励率の適用に当たっては、農薬又は肥料のいずれか一方の利用計画が達

成されない場合には、双方について利用計画が達成されなかったものとして扱い、また、経済連利用率についても、いずれか低い方の利用率をもって双方についての経済連利用率とすることとして運用している。

- (ロ) 会員農協の大部分は、系統事業対策要領に基づき奨励措置として支給される奨励金を重要な収益源として位置付けており、自らの事業計画に織り込んだ奨励金を計画どおり受給できるようにするため、山口県経済連に提出した農薬及び肥料の利用計画を達成するよう努めており、農薬及び肥料について高水準の経済連利用率を維持している。

第二 法令の適用

前記事実によれば、山口県経済連は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて会員農協と取引しているものであって、これ

は、不公正な取引方法（昭和五七年公正取引委員会告示第一五号）の第二三項に該当し、独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

平成九年六月二三日

公正取引委員会

委員長 根 來 泰 周

委員 植 木 邦 之

委員 佐 藤 勲 平

委員 植 松 敏

委員 柴田章平

奨励率の算定基準

(単位：%)

利用計画達成率 肥料農業仕入高	100%以上		90%以上100%未満		80%以上90%未満		70%以上80%未満	
	肥料	農業	肥料	農業	肥料	農業	肥料	農業
8億円以上	1.7	3.7	1.4	3.3	1.0	2.7	0.5	1.2
5億円以上8億円未満	1.5	3.5	1.2	3.1	0.9	2.6	0.4	1.1
3億5千万円以上5億円未満	1.3	3.2	1.1	2.8	0.6	1.5		
2億円以上3億5千万円未満	1.1	2.9	0.9	2.4				
1億円以上2億円未満	1.0	2.7	0.8	2.0				
1億円未満	0.9	2.6	0.7	1.5				

(注) 肥料農業仕入高は、3月から翌年2月までの実績とする。